

学校の再開に関する取組について

令和2年6月19日
教育委員会

「社会経済活動再開に向けたガイドライン」が定める4つの警戒度に基づき、県内の学校では、万全の感染症対策を講じた上で学校を再開している。

	警戒度 2	警戒度 1
登校	分散登校 週2～3日	分散登校 週5日 → 通常登校
部活	自粛	3密を防ぐ工夫をして実施

1 県立学校（高等学校等）の再開状況について

「新しい生活様式」の定着を図りつつ、「群馬県版 学校再開に向けたガイドライン」に基づいて感染防止対策を徹底した上で、生徒に必要な学力を身に付けさせることができるよう、学校における教育活動を適切に行う。

(1) 分散登校

- ・警戒度2においては、週2～3日の登校を分散して行うこととする。
- ・部活動は自粛し、警戒度が1に移行後、3密を防ぐ工夫をしながら再開する。

(2) 通常登校

- ・警戒度1への移行に併せて、分散登校による登校日を増やすこととし、その後、通常登校とする。

(3) 学習指導上の対応

- ・夏季休業日等を活用し、補充のための授業や生徒の進路希望に応じた補習等を実施する。
- ・指導事項を精査し、指導の順序を入れ替えたり、指導時間の配分を工夫するなど、限られた時数の中でも必要な内容を生徒が学ぶことができるよう配慮する。
- ・臨時休業期間に学ぶ予定であった内容については、家庭での学習状況を改めて確認した上で、きめ細かな対応を行う。

(4) 生徒指導上の対応

- ・不安や悩み等があり相談が必要な生徒に対しては、必要に応じて関係機関と連携し、スクールカウンセラーも有効に活用しながら、個別に支援等を行う。
- ・「ぐんま高校生オンライン相談」を昨年よりも約3か月前倒しして5月20日に開設するとともに、対象を一部地域の中学生にも拡大した。

(5)入学者選抜の対応

- ・現在のところ、2月に公表した日程で実施予定。
- ・出題範囲は、義務教育課が作成した「令和2年度年間指導計画を見直す際の参考資料」で示した内容を各中学校が指導していることを踏まえて検討する。

2 市町村立学校（小中学校等）の再開状況について

(1)学校再開の状況

- ・多くの県内市町村では、6月1日から、万全の感染症対策を講じた上で学校を再開している（南牧村は5月18日から再開）。【資料2-1】
- ・給食の再開や提供の仕方については、市町村により対応が異なるが、当面は簡易給食の提供や品数の削減など、実態に応じた様々な工夫をしている。

(2)学習指導上の対応

- ・県内のどの地域でも学習に差が出ないように、各学校が当初計画した年間指導計画を見直す際の参考資料を作成し、市町村教育委員会と共通理解を図った。
- ・夏季休業日等を10日程度、授業日に振り替えることを目安として示しており、各市町村において、地域の状況を踏まえて日数等の検討を行っている。

(3)生徒指導上の対応

- ・養護教諭が学級担任とともに子供たちや保護者の相談に応じ、児童生徒の心身の状況把握を行っている。
- ・自殺予防、不登校の防止、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見の防止のため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの活用等、きめ細かな対応をするよう、市町村教育委員会に対して依頼した。

(4)部活動等の取扱い

分散登校時(週2～3日)	活動の自粛を依頼
分散登校時(週5日) ※午前と午後のグループ分け等	個人練習がしやすい環境を整え、同時に同一箇所で大勢が活動しないようにするとともに、過度な運動は控える。
通常登校時	基本的な感染症対策を徹底した上で実施

3 「群馬県版 学校再開に向けたガイドライン」の改訂について

6月1日から段階的に学校を再開するため、国及び県の指針やガイドライン等を踏まえた改訂を行った。【資料2-2】

○改訂のポイント

- ①通常登校に対応する内容と分散登校時に対応する内容を分けて記載
- ②教室等の室内において確保するべき児童生徒間の距離を明確化
- ③部活動の段階的な再開
- ④家族の健康観察の呼び掛け

4 ICT等を活用した生活・学習支援の継続的な実施

- ・県立高校の全生徒に対し、今年度中に1人1台の学習者用コンピュータを配備するとともに、各学校の教室に無線LAN環境を整備し、インターネットを活用したICT教育を推進する。
- ・また、小中学校のICT環境を整備する市町村を支援するため、県推奨のソフトウェアを導入しようとする市町村に対し、経費の1/2を補助する。

市町村立学校の再開の状況

令和2年6月9日（火）現在

No.	市町村名	学校再開 予定日	6月1日時点の再開状況			全面的な 再開予定日
			全面的に再開	短縮授業	分散登校	
1	前橋市	6月1日			○	6月15日
2	高崎市	6月1日	○			6月1日
3	桐生市	6月1日			○	6月22日
4	伊勢崎市	6月1日		○		6月15日
5	太田市	6月1日		○小	○中	6月22日
6	沼田市	6月1日			○	6月22日
7	館林市	6月1日			○	6月22日
8	渋川市	6月1日			○	6月15日
9	藤岡市	6月1日			○	6月22日
10	富岡市	6月1日			○	6月15日
11	安中市	6月1日			○	6月16日
12	みどり市	6月1日			○	6月22日
13	榛東村	6月1日			○	6月15日
14	吉岡町	6月1日			○	6月15日
15	上野村	6月1日	○			6月1日
16	神流町	6月1日	○			6月1日
17	下仁田町	6月1日		○		6月8日
18	南牧村	5月18日	○			5月18日
19	甘楽町	6月1日		○		6月8日
20	中之条町	6月1日			○	6月15日
21	長野原町	6月1日	○			6月1日
22	嬭恋村	6月1日			○	6月15日
23	草津町	6月1日		○		6月15日
24	高山村	6月1日	○中	○小		6月4日
25	東吾妻町	6月1日		○		6月8日
26	片品村	6月1日		○		6月8日
27	川場村	6月1日		○		6月8日
28	昭和村	6月1日		○		6月15日
29	みなかみ町	6月1日		○	○	6月15日
30	玉村町	6月1日		○	○	6月15日
31	板倉町	6月1日			○	6月22日
32	明和町	6月1日			○	6月15日
33	千代田町	6月1日			○	6月15日
34	大泉町	6月1日			○	6月15日
35	邑楽町	6月1日			○	6月15日

全面的に再開：5 短縮授業：8 分散登校：18 校種によって短縮または分散：4

※全面的に再開：身体的な距離の確保など、感染症予防対策を十分に講じた上で、全校の児童生徒が毎日登校する。

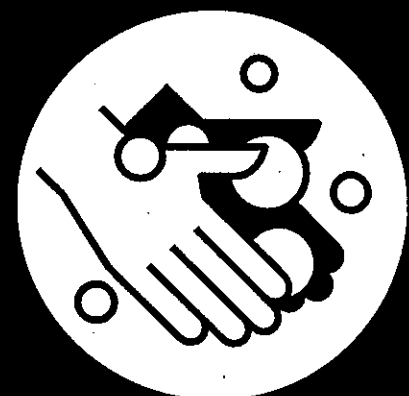
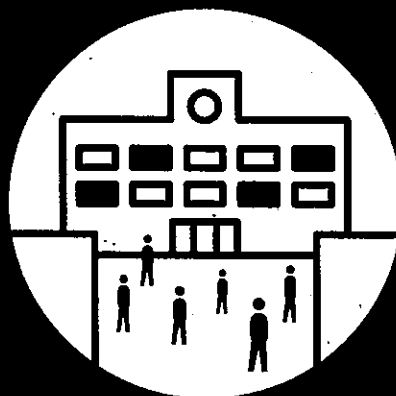
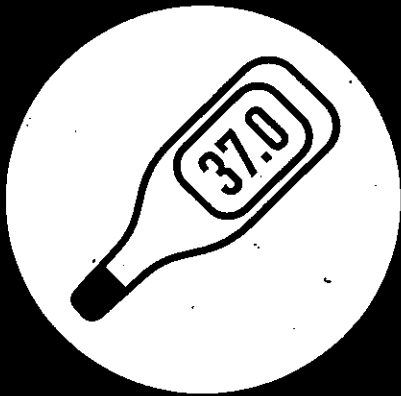
※短縮授業：身体的な距離の確保など、感染症予防対策を十分に講じた上で、全校の児童生徒が午前授業など、短縮授業で登校する。

※分散登校：感染症予防対策を十分に講じた上で、身体的な距離を確保するため、学年や学級の児童生徒が複数のグループに分かれて登校する。

群馬県

学校再開に向けた ガイドライン

〔改訂版〕



登校前・登校時
学校生活
学校行事
給食・食事
部活動
休校等の基準



WEB サイト

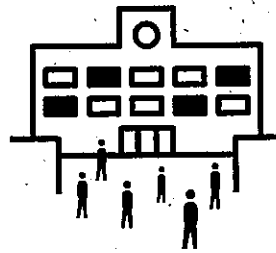
https://www.pref.gunma.jp/07/b21g_00633.html

令和2年5月

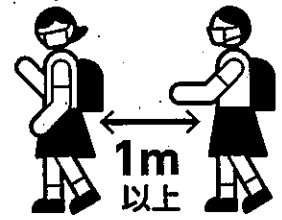
登校前・登校時



毎朝の検温



時差登校



はなれて歩く

通常登校に対応する内容

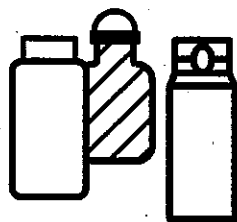
- 毎朝、家庭での検温を行い、発熱やだるさなどの風邪症状がないかチェックして「健康観察の記録表」に記入する。また、同居の家族にも検温や体調確認をしていただき、何か変わったことがあれば学校に伝えてもらう。
- 体温が37.0℃未満であっても、平熱より高い場合や風邪症状がある児童生徒は、自宅で休養する。
- 非接触型体温計で、登校時に、児童生徒の体温を測り、37.0℃未満であっても、平熱より高い場合や体調不良がみられる場合は、健康観察をしっかりと行った上で帰宅させる。
- 登校時にはマスクを着用する。
※マスクがない場合は、家庭や地域に作成の協力を得る。
- こまめな水分補給のために、飲み物を持参する。
- 学校に登校したら、各教室に入る前に、手洗いを確実にを行う。

分散登校時に対応する内容

※上記における対応に加え、以下の対応を行う。

- 学年、クラスを2から3グループに分け登校させるなど、児童生徒が一斉に学校に集まることを避ける。

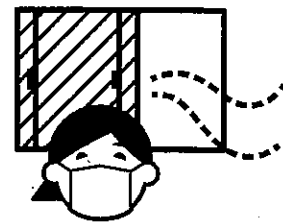
学校生活



水筒持参



手洗い



換気

通常登校に対応する内容

- こまめに手洗いを行う。
- こまめな水分補給を行う。授業中にも水分補給を行うことを認める。
- 朝のホームルームでマスクの所持について確認し、室内では通常マスクを着用（運動時を除く）する。
- 換気のため、各教室は、原則、対角線上の2か所以上の窓を常に開けておく。加えて、休み時間には、出入口のドアも開放したりするなど換気を徹底する。
- 蛇口、ドアノブ、手すり、スイッチなど学校の共用部分は、できるだけ触れる回数を減らす。共用部分は、1日1回以上アルコールなどで消毒する。
- 校内に、手洗いや咳エチケットのポスターを掲示し、児童生徒の指導を徹底する。 ※参考ポスター（P.3）
- 室内においては、児童生徒間の距離を1メートルを目安として、できるだけ離すとともに、大声を出すことは控えるようにする。

分散登校時に対応する内容

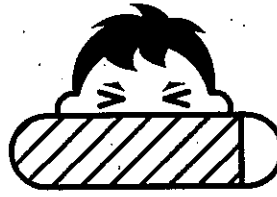
※上記における対応に加え、以下の対応を行う。

- 休み時間ごとに手洗いを行う。手洗いの際、洗い場に児童生徒が集中しないよう、授業時間を短縮して、休み時間を長く設けるなどをする。
- 室内においては、児童生徒間の距離を2メートル（最低1メートル）確保するよう、できるだけ離すとともに、大声を出すことは控えるようにする。

学校行事



マスク



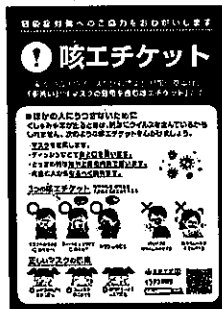
咳エチケット



通常登校・分散登校に関わらず共通する内容

- 運動会や文化祭、学習発表会、修学旅行など児童生徒が密集して長時間活動する学校行事については、当分の間実施しない。
- 修学旅行については、延期・縮小・中止について検討する。
- 体育祭や文化祭、発表会など、修学旅行以外の学校行事についても、感染防止及び授業時数確保の観点から、縮小・中止・延期等について検討する。
- 学校行事を行う場合は、近隣都県及び本県における感染状況や県主催イベントの実施ガイドライン等も踏まえ、実施時期や内容について検討する。

参考ポスター



内閣官房：新型コロナウイルス感染症の対応について
https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html



感染予防のために、できること。



感染予防のために、できること。

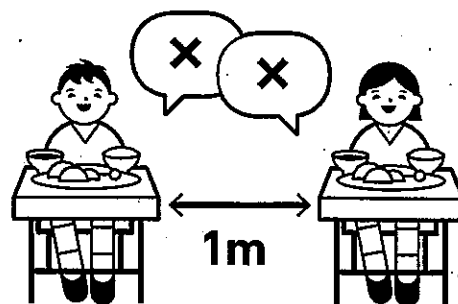
<https://www.bowlgraphics.net/covid19>

この作品は クリエイティブ・commons 表示 - 非営利 - 改変禁止 4.0 国際 ライセンスの下に提供されています。
Supervision : Kenji Shibuya (King's College London), Yoshiro Hayashi (Kameda Medical Center),
Narumi Hori (National Center for Global health and Medicine), Eiji Kusumi (Navitas Clinic)
Design / Illustration : Takashi Tokuma (bowlgraphics inc.)

給食・食事



手洗い



1mはなれ、しゃべらない

通常登校に対応する内容

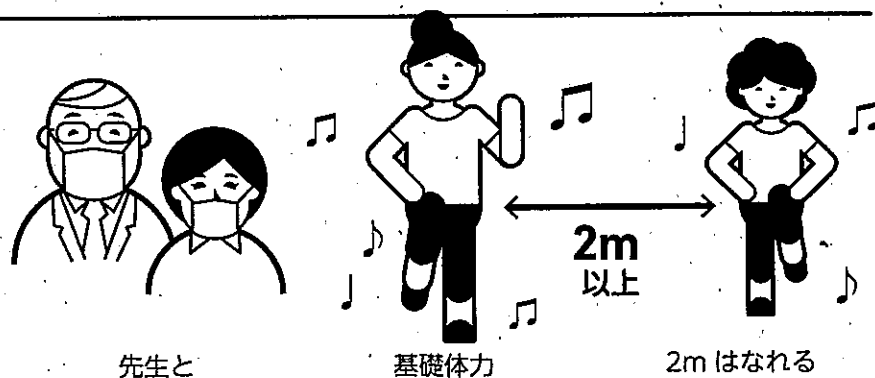
- 食事の前には、給食当番はもとより、児童生徒等全員が手洗いを徹底する。
- 給食の配膳を行う児童生徒及び教職員は、発熱や風邪症状がないか、マスクを着用するなど衛生的な服装であるか、手洗いを徹底しているか等、当番を行うことができるか毎日点検する。
- 食事をする際には、机を向かい合わせにはせず、座席の間隔を1メートルから2メートルを目安として、できるだけ空けて、飛沫を飛ばさないように会話を控える。
- 教室以外の場所も開放し、食事場所を分散させる工夫等を行う。

分散登校時に対応する内容

※上記における対応に加え、以下の対応を行う。

- 給食を時間差で提供する場合には、衛生管理基準のもと、食中毒等には十分注意する。
- 可能な限り品数の少ない献立（例えば、主菜と具沢山の汁物等）で適切な栄養摂取ができるよう工夫する。
- 衛生管理上の観点から、給食の持ち帰りは想定していないが、保護者の同意等を得た上で、例外的に持ち帰りを実施することなども検討する。

部活動



通常登校に対応する内容

- 部活動は、生徒の健康・安全の確保のため、生徒に任せて実施するのではなく、教師や部活動指導員等の指導の下で実施する。
- 学校生活と同様に、基本的な感染症対策を徹底した上で実施する。
- 発熱やだるさなどの風邪の症状が見られる生徒は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養する。

分散登校時（週5）に対応する内容

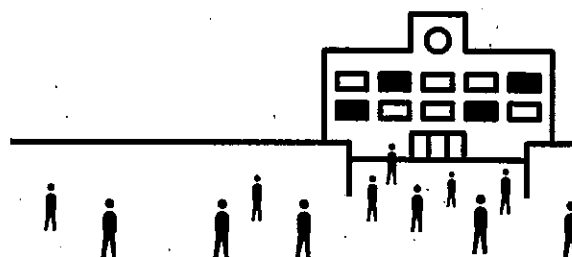
※上記における対応に加え、以下の対応を行う。

- 集団での活動機会が少なくなるため、個人練習がしやすい環境を整え、基礎体力などを養うことを推奨する。
- 部活動ごとに、活動日・活動時間を設定し、同時に同一箇所で大勢が活動しないようにする。
- 活動に際しては、生徒間の距離を2メートル以上空け、大声での会話や発声は避ける。

分散登校時（週2～3）に対応する内容

- 部活動は自粛（必要に応じて、部活動再開に向けた準備を行う。）

休校等の基準



通常登校・分散登校に関わらず共通する内容

- 児童生徒や教職員が、PCR検査を受けることになった場合や、濃厚接触者となった場合は、学校に連絡する。
- 児童生徒や教職員に感染者が出た場合には、学校全体を臨時休業とするなどの対応を行う。
- 児童生徒や教職員が濃厚接触者となった場合には、登校を認めないこととする。その上で、生徒または教職員の所属する学級及び部活動について、学級閉鎖及び活動停止とするなどの対応を検討する。
- 以上を基本としながら、症状の重さや、学校内における活動の広さ、接触者の多さ、地域における感染の拡がりなどを考慮して、所管の教育委員会と相談し、近隣校の対応なども含め協議する。

問い合わせ先

県庁高校教育課	027-226-4641
県庁特別支援教育課	027-226-4651
県庁義務教育課	027-226-4611
県庁健康体育課	027-226-4707